

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008 ~ 2010

課題番号：20530504

研究課題名(和文) 相談の社会化と子ども虐待のない福祉コミュニティの形成に関する実証的研究

研究課題名(英文) A practical study on the community development approach focused on a regional council of countermeasures for Children Requiring Aid to prevent child abuse and neglect in local communities.

研究代表者

鈴木 昭 (SUZUKI AKIRA)

新潟大学・医歯学系・教授

研究者番号：30401756

研究成果の概要(和文): 相談行動と子ども虐待のない福祉コミュニティの形成に果たす要保護児童対策地域協議会(要対協)の機能と役割について、高校生、成人及び児童相談所、政令市区を対象に調査し、以下の結果を得た。高校生は、地域への帰属感が希薄で、不安を抱えていても相談しない割合が高率であった。要対協の機能は、人口規模、経過年数に左右されず実務者会議の開催頻度との関連が認められた。設置後、関係機関の連携はすすんだが、子ども虐待の早期発見にはつながりにくい地域の課題が明らかになった。

研究成果の概要(英文):

We investigated the help-seeking behavior of senior high school students and adults when in need, and discussed the function and role of community development approach focused on a regional council of countermeasures for Children Requiring Aid (CRA) to prevent child abuse and neglect in local communities. CRA consists of a local government, child guidance center, relevant bodies, etc.

The results of this study showed that students identified themselves more weakly with communities where they lived than adults. Furthermore, compared to the adults, a higher percentage of students did not seek help when they were in a difficult situation. The function and role of CRA were not influenced by both regional population size and time elapsed after CRA establishment. However, CRA function was influenced by the frequency of meeting with specialists working in this field.

Although after establishment of CRA the liaison with relevant bodies progressed, referrals of children who were abused, neglected or suspected of being abused or neglected did not increase. This showed that its difficult to discover and prevent adequately children requiring aid at the early stage of abuse and/or neglect.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	400,000	120,000	520,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：子ども虐待防止 相談の社会化 福祉コミュニティ 要保護児童対策地域協議会 相談行動 ソーシャルキャピタル

1. 研究開始当初の背景

児童福祉法、児童虐待防止法各改正法が施行され、市町村は新しく児童虐待等の児童家庭福祉相談を担うことになった。

地域における児童虐待相談は、要保護児童対策地域協議会を中核に進められるが、その体制を定着、発展させていくためには、児童相談所、市町村における相談の現況と課題について明らかにする必要があった。

2. 研究の目的

要保護児童対策地域協議会（要対協）を核とした子ども虐待のない地域社会づくりを児童家庭福祉領域における福祉コミュニティ形成の過程としてとらえ、要保護児童対策地域協議会設置後の地域の変化について検討し、児童虐待問題の解決に果たす要対協の機能と役割及び地域の課題を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 高校生や里親会会員等を対象に相談行動に関する質問紙による調査

(2) 市町村、児童相談所からみた要保護児童対策地域協議会の評価と設置後の地域の変化に関する質問紙の郵送回収、及訪問回収

4. 研究成果

(1) 相談行動と福祉コミュニティの形成に関する研究

回答者の属性

調査対象としたそれぞれの回収数は、表1のとおりで有効回答総数 483 人で、男性 197 人、女性 286 人、年齢の3区分では、20歳未満 231 人、20代から60歳未満は 213 人、60

表1 回答者の属性

回答者区分	回答者総数	性別		年齢区分		
		男性	女性	20歳未満	59歳未満	60歳以上
里親会員	106	63	43	1	81	24
高校生	207	82	125	207	0	0
市研修会参加者	145	48	97	10	123	12
ヘルパー研修参加者	25	4	21	13	9	3
合計	483	197	286	231	213	39

歳以上は 39 人であった。

住んでいる地域の印象（地域帰属感）

回答者の属性と social capital に関連する、「この地域に住む人たちの多くと顔みしりである」、「この地域でなにか問題があるときは、ここに住んでいる人たちが自ら解決することができると思う」、「この地域は住むのにいいところである」、「地域の生活で起こるさまざまな問題に対して、住民相互が居力的である」、「地域で行われている活動に参加していますか」のすべてにおいて統計的な差がみられ、高校生は他の回答者群に比べ地域との結びつきが希薄であることが窺えた。

相談行動

1) 悩みや不安の有無

「日ごろ生活の中で悩みや不安を感じることはありませんか」の問いに全回答者のうち 62.5% が悩み不安を感じていた（表 2）。その内訳をみていくと里親会員が 86.8%、高校生は 40.6% となっていた。その中身は、表 4 のとおり、総回答数のうち「自分や家族の健康のこと」129 人 21.6%、「介護や老後のこと」122 人 20.4%、「子どものこと」97 人 16.2% と続いていたが、高校生では「学校や友人」、「職場や働くこと」がそれぞれ 42 人 35.9%、29 人 24.8% と高率であった。一方、里親会員は、「健康」59 人 27.1%、「介護や老後のこと」55 人 25.2%、「子どもの教育や

表2 日ごろの悩みや不安

回答者	悩み不安を感じるか	
	悩み不安感じない	悩み不安感じる
里親会員n=106	14	92
高校生n=207	123	84
市研修会参加者n=145	32	113
ヘルパー養成研修n=25	12	13
合計	181	302

将来のこと」43人19.7%となっていた。「子育てのこと」をあげた会員は17人7.8%と少数であった。このことは里親会員の高齢化とあいまって、子育て中の会員に比べ、子どもが成長しその将来を心配している里親の多いことを窺わせる。また、「地域の災害や防犯のこと」を悩みや不安の対象としてあげた回答が75人12.5%に達していた。地域への帰属度の指標である。前述した「住むのいい地域と考えている人」314人65.0%と対して検討していく必要のあるテーマである。

）相談行動 困ったときに相談にいくか
子ども虐待相談では、要支援要素をかかえていても相談や福祉サービスにアクセスすることが少なく、このような状況を放置したままにしておく危険に転ずる場合が多くみられる。相談の社会化が必要な所以である。虐待加害者は、「これまでに、『窮地に陥り困っていても誰も分かってくれず、助けてくれなかった』と考え、相談行動における成功体験が希薄である」ことが多い。

表3 相談行動

	困ったとき相談するか	
	相談する	相談しない
里親会員n=106	93	13
高校生n=207	136	71
市研修会参加者n=145	123	22
ヘルパー養成研修n=25	19	6

Pearson のカイ 2 乗値26.69 漸近有意確率(両側) 0

）相談しない その理由

「普段の生活のなかで困ったことが起きたときや一人で解決できないときにどなたかに相談しますか」の問いに、「相談しないと思う」は、全体で112人23.2%であったが、高校生は、相談しないが71人34.3%にのぼり他群に比べ多かった。その理由は、「そのうち解決する」、「たいしたことでない」が高位であったが、これらは感じている「悩みや

不安」を低く見積もっているか、あるいは否認している場合が多い。適切な対処行動がとれずに放置の状態が続くと危機理論からすれば、重篤な危機に転化する。この意味からも早期の相談行動をとることが望ましい、と考えられる。高校生では、この2つの相談しない理由が30%を占めているが、「悩み不安」対処行動としての「自分1人で解決できないような困ったときにだれかに相談する」ことの意義について理解を深めていくことが求められている。たとえば、近い将来に遭遇するかもしれない「望まない妊娠」が子ども虐待死を惹起しないために、である。

）相談する その相談先

次に困ったときに相談すると回答し者のその相談先をみていく。回答者全体は家族、友人が297人、298人と双極をなし、以下市町村窓口、かかりつけ医等医療機関がそれぞれ47人、町内会役員や近所の人40人などと続いていた。高校生は、友人が家族を上まわっていた。里親会員は、児童相談所を22人が相談先として挙げていた。また、市主催の一般向け子ども虐待防止研修会参加者は、他群に比べて市町村窓口29人、かかりつけ医など26人、民生委員・児童委員20人、社会福祉協議会や社会福祉施設17人と市町村や医療、福祉の機関を多くあげており、日ごろ福祉に関心が高く相談機関や制度についての知識も豊富であることを窺わせた。地道な啓発活動が地域福祉の展開に寄与することを示していると考えられる。

子ども虐待対応行動

一方、平成16年度児童福祉法改正下、市町村が子ども家庭福祉の相談窓口を果たすことになったことから、地域で「相談できるところが5年前と比べてどのように変化したと感じますか」と尋ねたところ、「増えた」と感じている回答者は全体で211人43.7%に

表4 子ども虐待対応行動

	要対協を		虐待を知ったら通告		
	知 つ て い る	知 ら な い	通 告 す る	わ か ら な い	通 告 し な い
里親会員n=106	38	68	72	34	0
高校生n=207	21	186	49	138	20
市研修会参加者n=145	104	41	114	31	0
ヘルパー養成研修n=25	8	17	4	21	0
合計	171	312	239	224	20

とどまり「変わらない、少なくなった」272人 56.3%を下回っていた。また、「市町村で子ども虐待やDVなどの子ども家庭相談が受けられるようになったことを知っていますか」の問いについては、「知っている」、「知らないは」は、ほぼ半数ずつの結果であった。しかし、要保護児童対策地域協議会について知っているかどうか、聞いたところその認知度は171人35.4%にとどまっていた。そして、「子ども虐待を見聞きしたときあるいは子ども虐待が疑われると思ったとき、市町村や児童相談所に連絡相談しますか」と子ども虐待を知ったときの対応について尋ねたところ、通告するが239人49.5%と全体の半数に及んでいた。一方で、「分からない」との回答も224人46.4%あり、「通告しない」20人4.1%を加えるとわずかに過半数を超え拮抗していた(表4)。これは、市町村において家庭福祉相談窓口が設置されたことの認知度と近似の回答結果であるが、相談場所が増えたと感じ、市町村で子ども家庭福祉相談ができるようになったことを知っている、あるいは要対協を知っていると多く回答した群が実際の虐待対応行動でも「通告する」と回答した者が割合が多くみられた。このことからすれば、虐待対応に関する行動変容を促すために、地域における子ども虐待防止に関するいっそうの啓発活動が求められているといえる。通告義務があることを制度として知っていても、子ども虐待場面を見聞きしたときに実際に通告・相談するかどうか、逡巡す

ることが多いことを考え合わせるといっそう、その必要性が高まることになる。

(2) 要保護児童対策地域協議会設置後の地域の変化に関する研究

全国における要保護児童対策地域協議会の設置状況

依然として子ども虐待があとをたたない。地域で被虐待児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方、そして対応を共有していくことが喫緊の課題となっている。そのために適切な連携が求められていることは論をまたない。

地域における要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関が「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成16年法律第153号)により法的に位置づけられたのが、「要保護児童対策地域協議会」である。今回の調査結果を示す前に、全国における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)の設置状況をみていくと、児童虐待防止法制定直後、15.6%だった設置率は平成22年4月現在、98.7%に達し急速に整備されてきたことが分かる。これらの背景には、すでに述べたように平成16年改正児童福祉法で要対協設置が法律に明定されるとともに、その設置運営指針(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長:要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について、道府県知事 指定都市市長宛て 雇児発第0225001号平成17年2月25日)、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)スタートアップマニュアル(平成19年5月18日)が矢継ぎ早に発出、公表されてきたことなどがあげられる。ついでにいえば、この要対協に登録されている要保護児童数は、平成22年4月現在全国の1673全要対協において、112,157

人登録され、このうち被虐待児が 53,232 人を占めている。児童相談所、市町村、学校等の機関が関与していながら児童虐待による死亡を回避できない児童虐待が疑われる事案が惹起していることから、平成 22 年 3 月 24 日に「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」が策定され、これに基づいて提供された「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の実施状況について(通知)(平成 23 年 3 月 4 日)」。公表された。これによると時期が同一時点ではないので、短絡的な比較はできないが、22 年度後半、学校保育園から市町村に定期的に虐待のエピソードで情報提供される児童が 22,324 人に達し、先の 22 年度当初における登録被虐待児の 33.1%に及んでいることが明らかになった。子ども虐待防止活動をめぐり到達した地域における変化の一端である。

要保護児童対策地域協議会の運営形態

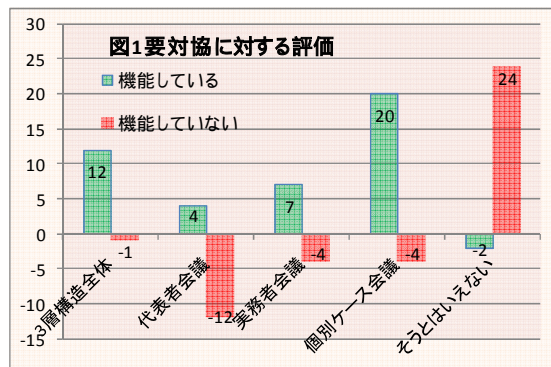
回答者は、全国の児童相談所 37 か所、政令市区 8 か所で、45 要保護児童対策地域協議会管内の人口規模は、14,000 人から 1,436,000 人に及んでいた。中央値は 188,000 人であった。また、要対協の設置後の経過年数は、平均 3.6 年で 3 年目 18 か所、4 年目 11 か所で 64.4%を占めていた。次に要保護児童対策地域協議会における 3 層構造といわれる会議の開催頻度は表 5 のとおりであった。代表者会議は、年 1 回開催が 31 か所 68.9%と多かったが、2 回、3 回開催の要対協もそれぞれ 10 か所、4 か所みられた。実務

表 5 要保護児童対策地域協議会開催頻度

統計量	代表者会議	実務者会議	個別ケース会議
度数	45	45	45
平均値	1.40	7.64	38.07
中央値	1.00	8.00	16.00
最頻値	1	12	12
標準偏差	.654	5.001	52.811
最小値	1	0	4
最大値	3	21	214

者会議は、月 1 回程度定例で年 12 回開催が最多であったが、0 回から 21 回まで広く分散していた。同様に個別ケース会議も 4 回から 214 回までとその開催回数は、広範囲であったが、必要に応じてその都度開催するとの回答が多く寄せられた。

要保護児童対策地域協議会に対する評価 3 層構造のうちうまく機能している、あるいはうまく機能していないと思われる会議を尋ねたのが図 1 である。「そうとはいえない」は、それぞれ反転項目である。全体として、「機能している」と要対協を評価する回答が「機能していない」を上まわっていた。



このうち「機能している」回答では、個別ケース会議を挙げたところが 20 か所、「機能していない」回答では、代表者会議をあげたところが 12 か所であった。3 層構造の会議のうちいずれの会議についても、機能している、機能していない、両面からの評価が見られたが、代表者会議を除いて「機能している」と評価が上まわっていた。逆に繰り返しになるが代表者会議については、「機能していない」とする要対協は 12 か所におよび、「機能している」とした 4 か所を上まわっていた。

要保護児童対策地域協議会設置後の地域の変化

さらに要保護児童対策地域協議会設置後、子ども虐待をめぐる地域の変化を 5 件法による

順序尺度として児童相談所（政令市区）に尋ねた結果が次表である。質問項目は、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（厚生労働省 平成 17 年 2 月）「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」（厚生労働省 平成 19 年 5 月）によった。先述したように今回の調査では、設置後 3, 4 年目を迎える要保護児童対策地域協議会で 64.4%を占めていたが、その後の子ども虐待防止を巡る地域の変化をおおむね肯定的に捉えていることが分かった。詳しくみていくと、要対協が設置されたあとの好ましい変化として、97.7%、44 児童相談所が「子育て支援にかかる機関連携がすすんだ」とし、続いて「地域協議会に子ども虐待の情報が集約され、ケースのたらい回しや放置がなくなった」、「メンバー同士が顔見知りになり、役割分担を決めつつ協力しながら初期の段階から連絡を取り合うようになった」が 86.6%、「関係機関の連携がすすみ、思い込み等に起因する事実を確認しないまま結局どの機関もかかわっていなかった、といった援助過程における隙間がなくなった」、「多くの機関が参加することによって、多角的・総合的に支援ができるようになった」がそれぞれ 84.4%と肯定する割合が高率であった。一方、「変わらない」を含めて比較的否定的な見方が多くを占めた項目は、「子ども虐待相談における連携を契機に、他の分野でも連携がすすみ、子ども家庭福祉全般にわたる援助の質があがった」、「担当者 1 人あるいは 1 機関だけがケースを抱え込まないで、地域協議会（調整機関）で問題を共有し責任をもつようになったので、相談援助にかかわる負担感が軽減した」、「以前は児童相談所に対して施設入所等の解決を望むことが多かったが、それぞれの機関が地域（市町村）で主体的に取り組むよ

表6 要対協の形態と設置後の変化との関連

独立変数	有意項目	Pearson のカイ 2 乗検定 漸近有意確率 (両側)
1人口規模		すべてNS
2回答者別	多角的支援	0.014
	負担感軽減	0.039
3設置経過年数		すべてNS
4代表者開催回数	隙間がない	0.042
5実務者開催回数	連携が進む	0.044
6個別ケース会議		すべてNS

うになった」などで、各 40%前後ずつみられた。「要保護児童対策地域協議会の設置は、地域社会に失われた相互扶助を取り戻す機運醸成につながる」では、そう思わない、変わらないとした児童相談所が 62.2%にのぼっていた。

続いて、要保護児童対策地域協議会の置かれている市町村等の人口規模、回答者別（児童相談所、政令市区 = 旧市町村に相当）、設置経過年数、3 層構造の会議開催頻度を独立変数に要保護児童対策地域協議会設置後の地域の変化を尋ねた項目との関連をみていくと表に示したように、人口規模、設置後の経過年数、個別ケース会議の開催頻度では、関連する項目が統計的に確認されなかった。一方、回答者別では、政令市区（旧市町村）では児童相談所に比べ、「多くの機関が参加することによって、多角的総合的に支援ができるようになった」と捉えられていることが認められた。代表者会議の開催頻度では、年に 2, 3 回開催群に比して年 1 回開催の要対協の方が「関係機関の連携がすすみ、『思い込み等に起因する事実を確認しないまま結局どの機関もかかわっていなかった』、という援助過程における隙間がなくなった」とする回答が多くみられた。すでに先述したように、形骸化しているなどとして、代表者会議がうまく機能していないとする回答が多かったが、このことは、あらためて実質のない代表者会議を回数多く開催しても、本来意図した機能を発揮するにはいたらない、ということを示しているものと考えられる。このことは、

次の子ども虐待防止に携わる実務者が丁寧
に会を重ねることによって、「子育て支援に
かかわる機関連携がすすんだ」という回答が
多かったことにつながる。さらに地域の変化
を表す項目ごとに Spearman の順序相関係数
をもとめ、その関連をみていった。要対協設
置後の地域の主な変化として、機関連携がす
ずみ、「初期段階から連絡を取り合い」、その
結果「関係機関の隙間がなくなり」、「連帯感
が生まれ」、地域の「アセスメント力が向上
し」、「市町村が主体的に取り組む」よくな
った。このことは「たらい回し」がなくなり、
「問題を共有し、負担感の軽減」を促し、「全
般的に援助の質があがり」、「失われた地域の
相互互助の取り戻し」の機運醸成につながる。
一方、「子ども虐待の発見する機会が増えた」
では、他のどの項目とも相関が認められな
かった。このことは、上記のような地域の取り
組みにも関わらず、子ども虐待の早期発見の
難しさを示している、ものと考えられる。変
化を尋ねた 17 項目のうち相互に関連する項
目が多く認められた項目は、「初期段階から
連絡を取り合う」、「一般的に援助の質があ
った」、「問題を共有し負担感軽減」、「個人の対
応力が向上」などであった。「子ども虐待の
ないまちづくり」は、これらの項目をすべて
含む「初期段階から連絡を取り合う」、「機関
の隙間がなくなった」、「多角的総合的支援が
可能に」、「一般的に援助の質があがった」、
「問題を共有し負担感が軽減した」、「連帯感
が生まれた」、「個人の対応力が向上」、「ア
セスメント力の向上」、「市町村が主体的に取
り組む」、「地域相互互助の取り戻しに」であ
った。これらの結果は、要対協の発展、すな
わち要保護児童対策地域協議会を核にした
子ども虐待のないまちづくりという福祉コ
ミュニティの形成に多くの示唆を与えるも
のと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

鈴木昭、藤沢直子、水品きく枝、馬場菜緒、
堀井愛子、笠井友治郎：裁判例にみる子ども
虐待死過程の実証的研究. 子どもの虐待とネ
グレクト、査読あり、第 10 巻 1 号 2008、
pp.54-65 .

〔学会発表〕(計 1 件)

鈴木 昭：施設入所申立等裁判例にみる子ども
虐待の実証的研究. 日本子ども虐待防止学会第 14
回学術集会広島大会 平成 20 年 12 月 14 日

〔その他〕

新潟県内の市町村要保護児童対策地域協
議会アドバイザー、虐待防止研修会、行政職
員講習会等で、地域の要請に応え研究成果を
積極的に還元している。

6. 研究組織

(1)研究代表者

鈴木 昭 (SUZUKI AKIRA)

新潟大学・歯学部・教授

研究者番号：30401756